

1 日 時

令和元年（2019年度）9月10日（火） 15時00分～15時50分

2 場 所

上川合同庁舎 4階 展望会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 宮原 進（一般財団法人北海道建築指導センター旭川支所事務局長）

副部会長 薄井 タカ子（税理士法人薄井会計代表社員）

特別委員 西島 猛（元株式会社旭川産業高度化センター代表取締役）

特別委員 今野 廣（旭川工業高等専門学校名誉教授）

特別委員 大野 剛志（旭川大学保健福祉学部准教授）

特別委員 佐々木 清貴（留萌市都市環境部都市整備課嘱託職員）

特別委員 遠藤 孝夫（稚内北星学園大学情報メディア学部教授）

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課長 工藤 和浩

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（商工振興）豊川 敦洋

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課専門主任 間宮 寿之

4 傍聴者

0名

5 審議事項

「旭川ショッピングセンターパワーズ」（旭川市）の法第6条第2項（変更）の届出について

6 発言要旨

(1) 事務局から「旭川ショッピングセンターパワーズ」に関する届出の概要は、別紙「審議案件に関する概要」等のおりである旨、説明を行った後、次のとおり発言があった。

（事務局）前回の審議会で質問のあったことについて、回答する。

まず、質問事項を確認するが、質問内容は「旭川ショッピングセンターパワーズに人気のパン屋が出店すると聞いているが、同パン屋は1年ほど前にも駅前に出店しており、いまだに行列ができています。今回届出店舗に出店することによって、交通渋滞などが発生することは考えられないか。」というものであった。

この質問に対し、設置者に確認したところ、同パン屋の営業時間は11時から19時となっており、顧客が来店するピーク時間帯は11時から14時までとなっているということが判明した。これに対し、一般小売のピーク時間帯は16時から18時であり、同パン屋と一般小売とでは、顧客の来店時間帯のピークが異なっている。

また、同パン屋は、朝焼いたパンを販売し終えた後は、パンを追加で焼いて販売することはなく、予約の受付や既に予約を受けた顧客に対する販売のみ行うとしている。このため午後の時間帯は来店数がそれほど多くないと考えられる。

さらに、当店舗の駐車場入庫処理能力は450台/時である一方、大店立地法の

指針に基づくピーク 1 時間あたりの自動車来台数は 209 台となっている。

以上のことを考慮すると、同パン屋出店による交通渋滞等の発生はないと考えている。

(部会長) ただいまの説明について質問等はないか。

(全委員) 特になし。

(部会長) その他に意見等はないか。

(委員 A) 出入口④について、道路を挟んで向かい側にラーメン村があり、11 時くらいからバスが来て近くに横付けすることがある。片側一車線が潰れてしまうので、交通が滞るのではないか。繁忙期には交通整理員を配置するとなっているが心配している。

(事務局) 繁忙期には交通整理員を配置するようこちらから強くいつている。今回審議会でこのような話がでたということを受けて、設置者側には改めて強く対策を行うよう求めるつもりである。

(委員 A) ラーメン村に車が停まったら、人が道路を渡ってこちら側に来る。人の往來を考慮した対策を取ることはできないか。

(部会長) ラーメン村は今回届出された店舗ではないが、渡ってくる人の往來について対応するということは可能なのか。

(事務局) ラーメン村は届出店舗ではないので、直接的に対応を求めることはできないが、こういう話があったということは、(届出店舗の) 設置者に対して伝えておくこととする。

(委員 A) 今回の、駐車場の設置台数は 173 台となっているが、届出書によるとピーク 1 時間あたりの入庫来台数は 209 台となっている。駐車場の台数が不足することはないか。

(事務局) 対象となる店舗は、指針の計算式に基づくと、駐車時間の平均が 49 分 40 秒程度となる。1 時間あたり 209 台の入店となっているが、入ってくる車両がある一方、出て行く車両があるので、駐車場の台数が不足することはないと考えている。

(委員 A) 併設施設とはこの場合、こういったものが該当するのか。

(事務局) 当該店舗であれば、フィットネスクラブや飲食店が該当する。

(部会長) これ以外に質問・意見等はないか。

(全委員) 特に述べる意見はない。

(部会長) 当部会として法及び指針に照らし審議した結果、「意見なし」とし、答申文案のとおり答申することの良いか。

(全委員) 異議なし。

(部会長) それでは、答申文案のとおり答申することとする。

(2) 事務局から今後の審議案件についての連絡を行い、次回の開催日程は 10 月 18 日 (金) を予定していることを報告した。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録 (概要版) に添付のとおり。